

多床室の給付範囲に関する昨年の介護保険部会での議論

介護保険部会意見書(抜粋)

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

6 低所得者への配慮

(多床室の給付範囲の見直し)

- 一方、前回の改正において、個室については、居住部分の減価償却費相当額と光熱水費が保険給付の対象外となったが、多床室については光熱水費のみが保険給付の対象外とされた。この結果、多床室の介護報酬が、従来型個室の報酬よりも高い設定となっている。今後、利用者負担について、さらなる在宅との均衡を図るため、多床室についても、低所得者の利用に配慮しつつ、減価償却費相当額を保険給付対象外とする見直しが必要である。
- 多床室の減価償却費相当額を利用者負担とすることについては、その居住環境を考慮し、居住費については現状の光熱水費相当を維持すべきであるとの意見があった。

主な意見

- 多床室への室料負担については、在宅とのバランスを考慮すれば利用者の理解も得られるのではないか。
- 部屋料というのは、ユニットでも個室でも多床室でも同じ原則で扱うべき。そうでないと、払っている人の納得は得られないのではないか。
- 多床室においては住環境の室の面から限界があり、新たに必要な室料を利用者に求めることは、たとえ一定の所得層であっても避けるべき。
- 多床室の減価償却部分を利用者負担に変えるとすれば、現実的には第4段階の方が対象となると考えられるが、もともと平成16年に居住費の問題を議論されたときに、居住環境から考えて、多床室では在宅の方と比べてあまりにも居住環境が室料をいただくほどに至らないということで、光熱水費相当が切り出された。そのときの議論を尊重して、多床室からの居住費というのは光熱水費にとどめるべきではないか。
- 多床室の室料負担は、事実上、低所得者や選択の余地を持たない利用者を締め出すという効果を持ってしまう。介護保険3施設とも利用者は実質的に高所得者と呼べる層ではない。仮に減価償却費が給付外となった場合、ユニット型個室に入れられない低所得者が多床室にも入所できなくなるおそれがある。

ユニット型施設の施設数・定員数の年次推移

○ ユニット型施設については、介護老人福祉施設においては定員の21.2%、老人保健施設においては定員の4.2%と低い割合となっている。

各年10月1日

		介護老人福祉施設			介護老人保健施設		
		全施設	ユニット型	割合(%)	全施設	ユニット型	割合(%)
平成15年	施設数	5,084	75	1.5	3,013	143	4.7
	定員数	346,069	4,480	1.3	269,524	—	—
平成16年	施設数	5,291	373	7.0	3,131	233	7.4
	定員数	363,747	17,799	4.9	282,513	—	—
平成17年	施設数	5,535	771	13.9	3,278	238	7.3
	定員数	383,326	39,467	10.3	297,769	—	—
平成18年	施設数	5,716	1,116	19.5	3,391	204	6.0
	定員数	399,352	59,278	14.8	309,346	9,167	3.0
平成19年	施設数	5,892	1,439	24.4	3,435	250	7.3
	定員数	412,807	78,135	18.9	313,894	11,487	3.7
平成20年	施設数	6,015	1,630	27.1	3,500	286	8.2
	定員数	422,703	89,571	21.2	319,052	13,423	4.2

※ユニット型施設数には、一部ユニット型での実施施設も含む。

特別養護老人ホームの類型別 介護保険給付と利用者負担の概念整理



ユニット型施設



従来型個室



多床室

居住費の水準

○ 居住費の具体的水準については、介護保険施設における減価償却費及び光熱水費の水準を踏まえつつ、居室の居住環境の差異を考慮して基準費用額を設定している。

介護保険施設に係る居住費の水準(基準費用額)

居室		基準費用額(日額【月額】)
多床室		320円 【1.0万円】
従来型 個室	介護老人福祉施設	1,150円 【3.5万円】
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1,640円 【5.0万円】
ユニット型準個室		1,640円 【5.0万円】
ユニット型個室		1,970円 【6.0万円】

介護保険施設に係る一人一月当たりの減価償却費

施設	ユニットケアの 個室	従来型個室	多床室
介護老人福祉施設	45,352円	34,624円	27,896円
介護老人保健施設	44,576円	38,800円	35,107円
介護療養型医療施設	—	42,035円	35,550円

居室部分の割合:30%
 ・定員100名の従来型施設の
 標準的総面積:3,413㎡
 ・うち、居室面積:1,065㎡
 (10.65㎡X100床)

※「介護保険施設の居住費・食費に関する実態把握調査」(平成23年3月)

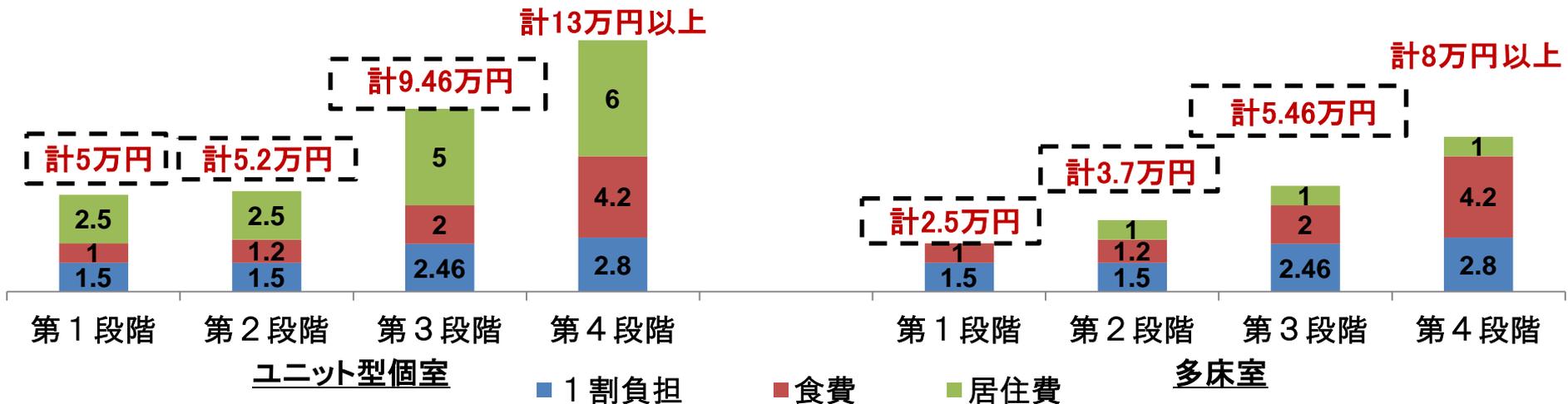
介護保険施設における負担額

○ 基準費用額の負担が困難な低所得者には補足給付が支給されているが、それを考慮しても特にユニット型個室の所得第3段階の方の負担が重くなっている。

介護保険施設に係る補足給付(居住費)の額

居室		第1段階(日額【月額】)	第2段階(日額【月額】)	第3段階(日額【月額】)
多床室		320円【1.0万円】	0円【0万円】	0円【0万円】
従来型 個室	介護老人福祉施設	830円【2.5万円】	730円【2.2万円】	330円【1.0万円】
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1,150円【3.5万円】	1,150円【3.5万円】	330円【1.0万円】
ユニット型準個室		1,150円【3.5万円】	1,150円【3.5万円】	330円【1.0万円】
ユニット型個室		1,150円【3.5万円】	1,150円【3.5万円】	330円【1.0万円】

ユニット型個室及び多床室の負担額



※ 1割負担は、第1～3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階は特養の平均的な利用者負担額。
 ※ 食費、居住費は、第1～3段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の負担限度額、第4段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の基準費用額。
 ※ 実際に施設を利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

論 点

- 社会保障・税一体改革においては、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアを行い、要介護高齢者の尊厳の保持と自立支援を図る施設のユニット化を進めることとしているが、
 - 室料相当について全額負担する個室ユニットと介護報酬で手当てされている多床室との不均衡を是正し、施設のユニット化を進める観点から、多床室の入所者にも一定の室料負担を求めることが必要ではないか。
 - これと併せて、低所得者のユニット型個室への円滑な入所が確保できるよう、負担軽減についての検討が必要ではないか。
 - 多床室入所者から一定の室料負担を求める場合、低所得の入所者の負担について配慮する必要があると考えられるが、どのような措置が適切と考えるか。